

刑事裁判における心理鑑定の可能性

白取祐司
(北海道大学)

キーワード：刑事裁判、心理学、心理鑑定

1 はじめに

近時、足利事件などを契機に、刑事裁判における科学的証拠ないし科学鑑定のあり方が注目されている。これには、DNA鑑定など多種多様な問題があるが、本稿ではとくに、心理鑑定（心理学鑑定）に着目する^{*1}。結論を先取りして言うなら、とくに人的証拠に関する適正な証拠評価のために、もっと心理学を活用してよいのではないかと^{*2}。

活用する方法として、ひとつには、裁判官、検察官、弁護士など訴訟関係者が、正しい心理学的素養ないし知見をもつこと、法と心理学の成果を学ぶことなどが考えられる。これはこれで、大きな意味があるのだが、さらに進んで、刑事裁判手続において、心理鑑定を今よりもっと積極的に採用してはどうか。心理鑑定が、裁判官および裁判員に、専門的な知見・分析を提供することによって、これまで以上に分かりやすく、多面的な視野で証拠評価をすることが可能になるのではないかと。

しかし、日本の現状は、心理鑑定が法廷に提出された事例が散見されるものの^{*3}、精神鑑定の場

合以上に、裁判官と心理学鑑定との距離は大きいようにも思われる。供述の信用性について、法律家は決して専門家ではない。幼児の証言能力を確かめるのに児童心理学の知見は不可欠であるし、目撃証言の信用性判断に認知心理学の有用性を否定することはできまい。刑事裁判に心理学、心理鑑定が有用なことは、否定できない。

そこで、日本法と比べ、心理鑑定が刑事司法の中で活用されているフランスの例を参照しながら、日本の刑事裁判における心理学鑑定の可能性および有用性について、以下検討を加える。

2 被疑者・被告人と心理鑑定

1) フランスにおける発展と現在

心理鑑定が刑事司法の場で公的に用いられるようになったのは最近のことであり、それまでは事実上、利用されてきたにすぎない^{*4}。それが初めて法文上認知されたのは、1945年2月2日オルドナンスであった。このオルドナンスにより、少年係判事は、必要があれば、医学鑑定に付随して「心理検査 (un examen médico-psychologique)」を行

*1 足利事件でも、DNA鑑定のほかに、被告人の供述の任意性に関して供述心理の問題が大きな論点であった。佐藤博史「足利事件の取調べテープが教える取調べの技術—との可視化の究極の課題—」日本法学 76 卷 4 号 (2011 年) 8 頁参照。

*2 村井敏邦編『刑事司法と心理学』(日本評論社、2005 年) 11 頁参照。

*3 甲山事件では、浜田寿美男が園児らの供述分析を意見書として提出し(同氏の『証言台の子どもたち』[日本評論社、1986 年] 参照)、梅田事件再審抗告事件では、裁判所が職権で心理学者に「行動科学鑑定」を依頼しその鑑定結果が抗告棄却決定の理由書に引用されている(渡部保夫「刑事裁

判と行動科学鑑定」石松竹雄判事退官記念論文集『刑事裁判の復興』[勁草書房、1990 年] 327 頁参照)。城丸君事件では、幼児の証言能力に関する心理鑑定が意見書として提出された(秀嶋ゆかり「幼児の証言能力について」季刊刑事弁護 16 号 [1998 年] 91 頁参照)。

*4 A. Penin, "Quels sont les problèmes posés par l'articulation de l'examen médicopsychologique et de l'expertise psychiatrique, notamment devant la cour d'Assises ?", in *Expertise psychiatrique pénale*, Editions John Libbey Eurotexte, 2007, p.178.

うようにこととされた（8条5項）。少年係判事は、少年の物的、精神的および家庭的状況に関する情報を得るため社会調査（une enquête sociale）を命じるほか（オルドナンス8条4項）^{*5}、必要があれば刑事訴訟法上の鑑定（expertise）を命じることもできる（フランス刑訴法156条以下）。オルドナンス8条5項は、医学的鑑定のほかに心理鑑定を明文で認めたのである。ここで行われる心理鑑定は、正常値との比較で少年の人格の諸側面を摘示し、知的水準および手先の敏腕性を確定することによって、少年の知的適性および能力を評価するものである^{*6}。また、8条5項の鑑定は、犯行時のみならず犯行にいたる過程も対象としており、精神鑑定（examen psychiatrie）とは区別される^{*7}。

1958年、現行刑事訴訟法が制定されるが、それ以前は、刑訴法上に鑑定についての明確な規定はなかった。鑑定制度については後述するが、現行刑訴法は、156条以下に「鑑定」（l'expertise）に関する一節を設け、鑑定制度について詳細に規定するほか、81条6項で、予審判事の権限として、医学検査（examen médical）を命じることができ、必要があれば医師をして「医療心理検査」（examen médico-psychologique）を行わせることができる」と規定した。ここに「心理検査」（簡易な心理鑑定）が初めて登場するが、行う主体は医師

*5 事案が軽罪の場合、ここでいう社会調査は、もっぱら心理鑑定（心理調査）になるが、犯罪が性犯罪のときは、精神科医に医学的心理鑑定が命じられるようである。Cf. B.Durand, "Quelles sont les spécificités et les difficultés de l'expertise pénale du mineur ?", in *Expertise psychiatrique pénale*, Editions John Libbey Eurotexte, 2007, p.164. フランスの精神鑑定については、田口寿子「諸外国における刑事精神鑑定—フランス」『司法精神医学・2・刑事事件と精神鑑定』（中山書店、2006年）277頁参照。

*6 J.-F.Renucci, *Droit pénale des mineurs*, Masson, 1994, p.189.

*7 J.Pradel, *Procédure pénale*, 15e éd., Ed.Cujas, 2010, p.406.

に限られていた^{*8}。予審段階で精神科医に、精神的ないし心理的側面について検査を義務付けたのは、1945年オルドナンス（少年法）の影響を受けたものだと言われているが、同時に、犯罪の重大性だけでなく行為者特性（individualité）も考慮すべきであると主張する当時の犯罪学者の要望に応えるためだったと説明されている^{*9}。

1960年代になり、予審判事は、医師とは別に心理学者自身に心理鑑定を任命するようになる。ただし、心理学者はなお非合法な存在だった（刑訴法は、心理学者だけでは被疑者と面接できず、重罪院でも単独では証言できないとしていた）^{*10}。

以上のような消極的な受容から、法律による認知に進むのは、1993年1月4日法（法律93-2号）によってであった^{*11}。同法により、まず、刑事訴訟法81条に新たに第6項が追加される。6項は、予審判事に、「医学的検査、心理学的検査を命じ、又は有用なあらゆる処分」を命じる権限を認める。医学的検査と独立して、心理検査（心理学的検査）（examen psychologique）が認められることになった。また、それまで、心理鑑定人は、医師（鑑定人）と異なり、裁判官、弁護士などの立会いなしに予審対象者（mise en examen）に対して質問できなかったが、1993年1月4日法によって、医師と同様に単独で面接できるようになる（刑訴法164条[新]3項）。

フランスでは、精神鑑定および心理鑑定は、重罪事件では必要であり、責任能力が争われない一般のケースでも行われる。鑑定した精神医学者、心理学者は、重罪法廷に出頭して証人として証言する。また、軽罪事件でも裁量的にこの種の鑑定

*8 A.Besson, R.Voin et P.Arpaillange, *Code annoté de procédure pénale*, Libraires techniques, 1958, p.92. 同書によれば、「立法者の意思によって、心理検査は医師にしか付託できない」とされた。

*9 J.Brouchet, J.Gazier et F.Brouchet, *Analyse et commentaire du code de procédure pénale*, Libraires techniques, 1958, p.66-67.

*10 A.Penin, *op.cit.*

*11 同法については、白取祐司『フランスの刑事司法』（日本評論社、2011年）42頁参照。

が行われることになっている。

2) 日本の現状と問題点

日本においても、少年事件については、少年法8条で、家裁の裁判官が家庭裁判所調査官に命じて調査をさせることになっており、その調査にあたっては、「少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識」を活用して行うことが定められている（同9条）。さらに、少年の「心身の状況については、なるべく、少年鑑別所をして科学的鑑別の方法により検査」すべきとの規定もある（少年審判規則11条3項）。これは、欧米諸国を参考にして科学主義を採用したものと解されている^{*12}。心理鑑定というかたちを採ってはいないが、医学など他の諸科学とともに心理学が活用されているといつてよい。

これに対して成人の刑事事件では、起訴前に勾留された被疑者について責任能力の有無が問題になりそうな場合に、捜査機関の囑託による精神鑑定（簡易鑑定）が稀に行われることはある。その場合、鑑定を行うのは精神科の医師で、心理学者が関わることはない。被疑者の生活史、犯行にいたる心理過程は、捜査官が詳細な供述調書にまとめあげ、争いのない事件であれば（刑訴法326条参照）、これが証拠として公判廷で朗読される。

心理学者が、関係者の過去の供述分析を鑑定書ないし意見書にまとめて法廷に提出することはあっても、被疑者・被告人の精神面について、たとえば責任能力、訴訟能力について心理学者が何らかの役割を果たすことはない。まして、犯行時ないし犯行にいたる経緯に関する心理学的な分析が行われ、裁判の資料とされることは、日本ではありえないといつてよい。

ただし、数は多くないが、情状鑑定が行われるケース（成人被告人事件）で、家裁調査官に「精神病、精神病質」などのほか、「本件犯行に至る心理の過程」を鑑定事項としたものがある^{*13}。こ

^{*12} 平場安治『少年法 [新版]』（有斐閣、1987年）234頁、田宮裕＝廣瀬健二編『注釈少年法 [第3版]』（有斐閣、2009年）125頁参照。

^{*13} 上野正吉ほか編著『刑事鑑定の理論と実務』（成文堂、1977年）337頁以下にある鑑定事例集

れも一種の心理鑑定といえよう。最近の刑事弁護に関するマニュアル本にはより明確に、被告人の性格に偏りがあるような場合、情状鑑定人として「臨床心理士に依頼する」ことを提言している点は注目される^{*14}。

3 被害者等と心理鑑定

1) フランスの被害者に対する心理鑑定

フランスでは、犯罪被害者を対象とする心理鑑定も、しばしば行われている。心理学者の行う被害者鑑定には2種類ある^{*15}。1つは、とりわけ性犯罪の場合についての、被害者が提出した供述に関する鑑定であり、2つ目は、被害者が受けた精神的損害を評価するために命じられる鑑定である。1つ目の鑑定について、法は被害者鑑定のための特別の規定をおいていないため、各控訴院設置の鑑定人リストから同じ事件の加害者鑑定をした鑑定人を選任することもありうる。これに対しては、フェミニスト団体からの反対の声もあるようである^{*16}。1つ目の被害者鑑定は、性犯罪について被害者から告訴があったとき、検察官から鑑定人に委嘱されることが多い。この場合の被害者は、その大多数が性的侵害、強姦、近親姦の被害を訴える未成年である。彼らは、被害にあつて非常に傷ついており、二次的な被害を防ぐためにも、面接にあつても特別の配慮が必要である。この場合の鑑定は、告訴内容に関する確認のほか、とくに犯罪から数年たつてからの告訴の場合なぜ告訴するにいたつたのかについても対象となる^{*17}。

2つ目の鑑定について、刑事訴訟法81-1条(2000

参照。最近の文献として、上野正雄「情状鑑定」
「情状鑑定」菊田幸一ほか編『社会のなかの刑事
法と犯罪者』（日本評論社、2007年）362頁。

^{*14} 『季刊刑事弁護増刊・刑事弁護 Beginners』（現代人文社、2007年）149頁。

^{*15} J.-L.Viaux, *Psychologie Légale*, Editions FRISON-ROCHE, 2003, p.283.

^{*16} *Ibid.*

^{*17} M.Vitry, "L'expertise des victimes", in *L'expertise psychocriminologique*, N.Combalbert (sous la dir.), Armand Colin, 2010, p.108 et s.

年6月15日法)は、予審判事が職権で、あるいは検察官、私訴原告人の請求により、被害者の受けた損害の性格と重要性を評価するためのあらゆる行為を行うことができると定めた。これにより、実務上はすでに行われていた被害者の心理鑑定に、法的根拠が与えられた。注意すべきは、請求者に被疑者が列挙されていないことで、立法者は、被害者鑑定等が被疑者の武器になることを望まなかったということであろう^{*18}。心理鑑定人も鑑定人であり、裁判官の役割にとって代わるものではないので、仮に鑑定書で「信用性」(crédibilité)と言ったとしても、これは文字通り信用できる、できないを述べたにすぎず、その発言が「真実でない」ことまで意味するものではない^{*19}。

なお、刑事訴訟法706-48条は、性犯罪の被害少年は、受けた損害の性格と重要性を評価し、適切な治療が必要かどうかを明らかにするため心理鑑定を受けると規定している。これは、1998年6月17日法によって設けられた未成年の性犯罪被害者保護制度の一環である^{*20}。

2) ウトゥロ事件の教訓

被害者に関する心理鑑定で最も困難なのは、被害者証言の信用性に関するものであろう。とりわけ、ウトゥロ事件(affaire Outreau)のように、事件が性犯罪で被害者が幼児のとき、その困難性は一層増す。ここでウトゥロ事件の概要と問題点について述べることにしたい^{*21}。

(1) 2000年の暮れ頃、ウトゥロという人口1万7000人ほどの町で子どもに対する性的暴行事件が発覚する。最初は、2組の夫婦と3人の子ども

達の事件だったが、被害者の子どものひとり(当時9歳)が、町の「名士」たち(司祭、執行吏、看護師等)の名前を次々にあげ、その母親も追認したため、事件は大がかりな小児性愛事件に発展し、40人もの「被疑者」と20数人の子どもの「被害者」が登場することになる。その後の経緯だが、2004年7月2日、サントメール(Saint-Omer)重罪院は、2組の夫婦を含む17人の被告人のうち、7人について無罪を言い渡し、同年12月1日、控訴した6人に対してパリ重罪院は、全員に無罪を言い渡した。結局、発端となった2組の夫婦とその子ども4人以外は、すべてえん罪であったことが明らかになったのである。

そこで、このようなえん罪をもたらした原因究明のため、直ちに、国民議会内に調査委員会が設けられた(2005年12月7日法)。「司法の機能不全原因調査委員会」と名付けられた調査委員会は、約半年間の間に精力的に調査を進め、2006年6月6日、報告書を議会に提出した。ここではその中から心理鑑定に関する部分をみていくことにしよう(以下、報告書からの引用)。

(2)ウトゥロ事件では、精神鑑定および心理鑑定が84件行われた。その結果、この3年間で大人たちの一部は4回鑑定を受けた(うち3回は心理鑑定)。関係する子どもたちも、全員2回以上(一部の子は4回)心理鑑定を受けている。このように多数回、鑑定の対象とされることについて、心理学者ボナフェ(B.Bonnafé)は、調査委員会の聴聞で次のように言った。「心理検査を多数回、反復されることは、成人、未成年を問わず、そのパロール(parole)に影響を与え、彼らの表現を汚染するにいたる」、と^{*22}。

(3)捜査過程で委嘱された鑑定事項として、①彼[彼女]の道德心(sens moral)はどうか、②予審対象者は性的侵害者(abuseurs sexuels)の特質を備えているか、③(予審対象者および被害児童の)各供述の信用性(crédibilité)はどうかの3つが主なものであり、それぞれ次のような回答があった(心理鑑定のみ)。①については、「減退している」、「(道德心といっても)基準がない」、「評価不能」などの回答があった。報告書

* 18 G.Lopez, S.Portelli et S.Clément, *Les droits des victimes*, 2e éd., Dalloz, 2007, p.39.

*19 J.-L.Viaux, *op.cit.*, p.284-285.

*20 同法は、増加する性犯罪に対処するた、未成年性犯罪被害者の事情聴取の全面録画の制度、危険な性犯罪者に対する監視制度などを含む法律である。Cf. B.Laville, "Surveiller et soigner les agresseurs sexuels : un des défis posés par la loi du 17 juin 1998", *Rev.sc.crim.*, 1999, p.35.

*21 ウトゥロ事件の顛末とその後の立法については、白取・前掲書 99 頁以下および同書に引用する文献参照。

*22 *Ibid.*, p.160.

は、「予審判事は、道徳心が科学によって説明されることに疑いをもたなかったのか」と疑問を呈している。②について、報告書は次のように言う。心理鑑定人は、感情の未成熟、感情の自己中心的作用、性衝動の重層、他者との過度に功利的関係、支配欲、潜在的攻撃性などの専門用語のリストから2つほどの特徴を拾い出し、性的侵害者の人格プロフィールに結びつける傾向がある。③の供述の信用性については、より問題が大きい。心理鑑定人らは、上記第1期では「子どもらの証言はすべて信用性がある」との鑑定をだしていたが、第2期になると、彼らの証言に疑いを示す鑑定書も複数あらわれる。そこで、改めて4人の子どもについて、10項目の鑑定事項を定めて心理鑑定が行われる。結果は、「子どもたちに、虚言癖の傾向は認められない」、「作話をする病的傾向は認められない」などであった。報告書は、「信用性概念への過度の依存」と題して、「信用性」に関する控訴院審査部の判決(2002年6月19日)を引用して次のように言う。「信用性の問題」は、信用性に程度があることは別として、供述が虚偽なのか、真実を反映しているかという問題にまで立ち入るべきではないのであるから、精神鑑定(心理鑑定)人の権限属さないのである、と^{*23}。2006年に出版された『重要誤判事例』(Grandes erreurs judiciaires)の中でも、ウトウロ事件と心理鑑定について、「被害者供述が『信用できる』(crédible)」という用語法の危うさが指摘されている^{*24}。

(3)なお、鑑定人の人数であるが、第1期の鑑定では、8件の鑑定を別にすれば、40人の子どもたちは全員、1人の心理学者が鑑定し、成人の十数人の被疑者は全員、別の心理学者1人が鑑定した。これだけ多数で複雑な事件について、1人で行うことについて、報告書は疑問を提示している。第2期以降、複数の鑑定人によって鑑定が行われるようになったが、第1期のときと同じ鑑定人が任命されたため、当初の鑑定結果に引きずられた可能性が高いと指摘されている。

(4)刑事裁判における心理鑑定は、ウトウロ事件

^{*23} *Ibid.*, p.183.

^{*24} *Grandes erreurs judiciaires*, Editions Prat, 2006, p.607.

で評判を大きく落とした。ペナンは、2010年に刊行された著書『犯罪心理鑑定』(L'expertise psychocriminologique)の中で、心理鑑定人に向けられる「鑑定人の評価が大雑把で不正確だ」という批判を踏まえ、「有罪性の先験的な証明、まして信用性(créibilité)に対して、科学的支援を与えてはいけない」、「標準的なものとして科学共同体によって承認された評価の言語を用いることが肝要である」と戒めている^{*25}。

3) 日本の現状

まず、日本の少年司法手続において、家裁調査官による社会調査のひとつとして「被害者調査」が行われる(少年法8条)。この調査は、被害者側からも情報を得て非行の背景や被害実態を正確に把握し、的確な非行理解を行うこと、被害者に対する少年の賠償、贖罪の有無を確認して的確な要保護性の判断を行うこと、被害者の声を少年に伝え少年に責任を自覚させることなどを目的とするものであり^{*26}、心理学的手法に依拠することはあっても、いわゆる心理鑑定とは異なる。

日本では、刑事事件における被害者に対して、精神鑑定あるいは心理鑑定が行われることは、稀有である。近年、被害者保護の一環として、被害者に対するカウンセリングが、従前よりは行われているようだが、これは司法鑑定ではない。

近時、心理学者による子どもの「司法面接法」の研究と実践の動きが注目される^{*27}。

^{*25} A.Pennin, "De l'expertise psychologique à l'expertise psychocriminologique", in *L'expertise psychocriminologique*, N.Combalbert (sous la dir.), Armand Colin, 2010, p.23-25.

^{*26} 田宮裕＝廣瀬健二編・前掲書 121頁。

^{*27} 文献として、仲真紀子＝斎藤憲一郎＝脇中洋訳、M・アルドリッジ＝J・ウッド著『子どもの面接法-司法場面における子どものケア・ガイド-』(北大路書房、2004年)、仲真紀子「司法面接：事実焦点を当てた面接法の概要と背景」『ケース研究』299号(2009年)3頁。仲真紀子を中心とする、「司法面接法の開発と訓練」プロジェクト(北海道大学文学研究科)が実務家向け研修などの実践活動も行っている。

4 心理鑑定の制度化への課題

1) フランスにおける沿革と現在

フランスの心理鑑定の歴史は、精神鑑定の歴史と比べると非常に短い。後者は、ナポレオン刑法典（1810年）が責任能力の概念を認め、「痴呆」（*démence*）のときは刑事責任を問わないとしたことから始まる^{*28}。ただし、「痴呆」概念は適切ではないため、1992年には廃止され、1993年の現行刑法では、「精神障害」（*trouble psychique*）という表現に代えられた。先にも述べたように、成人の刑事手続において心理鑑定（心理鑑定人）が認知されるのは、1958年の現行刑事訴訟法の制定によってである。当時、以下の3つの種類の鑑定が法制化された。①精神鑑定（*expertise psychiatrique*）、②医療・心理鑑定（*expertise médico-psychologique*）、③心理鑑定（*expertise psychologique*）の3つである^{*29}。このうち、②医療・心理鑑定（*expertise médico-psychologique*）というのは分かりにくい名称だが^{*30}、心理学者（臨床心理士）が一般医または精神鑑定医と共同で鑑定する場合をいう。当時はなお、心理学者は医師の下におかれていたようだ。このような状態が解消される第1歩として、1979年の規則の改正

（*Décret n 79-235 du 19 mars 1979*）があり、心理鑑定人に対しても鑑定費用が支払われるようになり、1999年の再度の規則改正（*Décret n 99-203 du 18 mars 1999*）によって、正式に、「1回または数回の心理検査を含む心理鑑定」に対し鑑定費用が支払われることになった（刑事訴訟法R120-2条）。

心理鑑定人を、刑訴法上、医師によって行われる精神鑑定とは独立に位置付けたのは、1993年1月4日法である。同法にもとづいてだされた通達によって^{*31}、「81条8項に規定する心理検査は、

伝統的な精神鑑定とは区別される。（中略）心理鑑定は、心理鑑定人に付託される」ことが明記され、心理鑑定人が公的に認知されたのである。

2) 心理鑑定の担い手と職務—フランスの場合の整理

心理鑑定の担い手としては、特別の資格があるわけではない。ただ、心理鑑定人に限らないが、鑑定人として検察官、予審判事、あるいは公判裁判所から委嘱される心理学者には、破毀院または各地にある控訴院の作成する鑑定人名簿に登録された者と、登録されていないが必要に応じて委嘱を受ける者がいる（フランス刑訴法 157条参照）。名簿に登録されるためには一定の要件が必要だが、だされた鑑定書の評価の際に両者の間で有意的な違いがあるわけではない^{*32}。

3) 日本における制度化の課題—制度化の功罪

これまで見てきてフランスと比較したとき、日本の刑事司法は、心理鑑定を正式に委嘱し、その鑑定結果を事実認定、量刑の資料にするケースが非常に少ない。そこで、さしあたり、心理学者への情状鑑定の委嘱を増やしてはどうか。情状鑑定は、一般には事実認定に争いのない事案について行われることになるが、心理鑑定人によって犯行の動機、犯行にいたる心理過程が解明されることによって、より精緻な事実認定が可能になるかもしれない。犯行により重大な結果が生じた事件で、結果だけでなく被告人の人格、更生可能性などまで視野を広げた適正な量刑が期待できるのではないか。情状鑑定を行う例が極めて少ないのは、時間とコストの問題があるほか、被告人・弁護人側に不利な結果がでた場合を考えて躊躇することなどがあげられている^{*33}。しかし、心理鑑定で被告人自身の事情を明らかにしていくことは、（罪を認めている）被告人の納得する裁判の実現という点でも意味があるように思う。

*28 精神鑑定の沿革については、M.David, *L'expertise psychiatrique pénale*, L'Harmattan, 2006, p.13, 田口・前掲論文 277頁以下参照。

*29 M.David, *op.cit.*, p.95.以下の叙述も、基本的に本書及び次注のペナン論文に負う。

*30 ペナンは、「奇妙な」名称だと言う。V. A.Pennin, *supra* note 28, p.15.

*31 *Circulaire générale*, C 81 (Cir. 1er mars

1993).

* 32 Cf. *L'expertise psychocriminologique*, N.Combalbert (sous la dir.), Armand Colin, 2010, p.9.

*33 上野・前掲論文・362頁。